

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年11月16日（平成28年（行情）諮問第681号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（行情）答申第786号）

事件名：行政文書ファイル管理簿に記載された「航空英語能力証明の特例（平成23年度ないし平成28年度）」に該当する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書6（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年9月21日付け国広情第238号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書5については、e-Gov行政文書ファイル管理簿で検索でき、その存在が確認できる。

イ 今回開示するという「カナダ航空英語能力証明（レベル6）」について（依頼）」の行政文書は、すでに審査請求人に対しては、その存在を前提とする通知がなされている文書である。

ウ 別紙の1に掲げる請求文書6についての開示請求については、何の説明がなされていない。

（2）意見書

ア e-Gov行政文書ファイル管理簿の取扱いが「公文書の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）5条の整理に則していない。

イ 「公文書の管理に関する法律」5条1項によると、「行政機関の職

員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」とある。

つまり行政文書作成が先にあり、これを分類することになる。

またその文書を同条2項に従って「行政ファイル」にまとめることになる。

私の意見は、行政文書ファイル管理簿に存在が確認できる文書は、「公文書の管理に関する法律」によれば文書作成が先にあるはずであるということで、それが存在しないというのは同法に従った運用とは考えにくいためである。

この運用についてこの法律の運用に従っていなかったという理解でよいか再度確認したい。

ウ また、審査請求人が意図するところは、e-Gov行政文書ファイル管理簿にある請求文書名のファイルの存在確認が主ではなく、2013年当時、「外国で取得した航空英語能力証明の切替について」の文書を発行するにあたり、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空英語能力証明の切替の手続きを導入するにあたり検証した行政文書の開示請求が主であるため、下記第3の4原処分に対する諮問庁の考え方についての(2)及び(3)は本審査請求の趣旨とは関連しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示請求を行った。
- (2) これを受けて、処分庁は、本件請求文書のうち別紙の1に掲げる請求文書6に該当する本件対象文書を特定した上で、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。併せて、処分庁は、本件請求文書のうち別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書5に該当する文書は、不存在を理由として不開示とした。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分の取消すべきとして諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 航空英語能力証明について

航空の安全を確保するため、ICAO（国際民間航空機関）において、操縦士に対する英語能力の実証等を内容とする国際民間航空条約附属書第1の改正が採択された。これにより、我が国においても、国際航行を行う操縦士は、当該附属書に定めるレベルの英語能力を有していることの証明を受け、かつ、その英語能力に応じて定期的に評価されなければならない

こととされた。

3 本件対象文書について

カナダ航空当局が実施した航空英語能力証明試験のうち、一部のレベル6の評価結果が適正ではなかったことが判明し、カナダ英語証明のレベル6の判定結果について疑義があると思料され、また、カナダ航空当局においても、引き続き検証を行う旨の意向が示されていることから、カナダ英語証明のレベル6から日本のレベル6へ切替済みの者を対象に確認試験を実施し、その英語能力の確認を行うため、対象者が所属する特定法人あて発出した依頼文書である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 請求文書1ないし請求文書5の保有の有無について

e-Govで検索できる行政文書ファイル管理簿のうち、請求文書1ないし請求文書5は、上記3で説明するような特別な事情が発生した際に作成・取得した文書を分類するものであり、当該分類に該当する文書が存在しないにもかかわらず、誤って行政文書ファイル管理簿に搭載していたものである。

念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫、倉庫等を入念に探索させたが、本件請求文書に相当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書が審査請求人に通知されていることについて

審査請求人は、本件対象文書が既に審査請求人に通知されていると主張するが、審査請求人が本件対象文書を保有していても、本件開示請求に係る行政文書の特定が左右されるものではない。

なお、本件対象文書は、その送付先の特定法人から審査請求人に通知されていると考えられることから、処分庁において、開示する文書は既に審査請求人が保有している可能性がある旨を教示するべく何回も電話したが、一切応答がなかった。

(3) 請求文書6の開示請求について

審査請求人は、請求文書6の開示請求について、説明がなされていないと主張するが、処分庁は本件対象文書を特定して、審査請求人に対し、原処分により、行政文書の開示決定を行っている。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁は本件対象文書以外の文書を保有しているとは認められず、原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 同月14日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年2月13日 審議
- ⑥ 同年3月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書6（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書のうち請求文書6に該当する本件対象文書を保有しているが、請求文書1ないし請求文書5に該当する文書は保有していないことから、本件対象文書のみを特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の外に特定すべき文書があるはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 行政文書ファイル管理簿の小分類「航空英語能力証明の特例」は、毎年度制度として作成・取得した文書ではなく、特別な事情が突発的に発生した際に作成・取得した文書を分類し保存するものである。

イ 平成23年度以前に、小分類「航空英語能力証明の特例」に分類される文書は存在しないものの、平成23年4月の「公文書等の管理に関する法律」の施行に伴い、一元的な文書管理システムに登録するため、「航空英語能力証明の特例」となる特別な事情が突発的に発生した際に作成・取得する文書を想定して、当時、このような小分類を作成したと思料される。また、行政文書ファイル管理簿に年度ごとの当該小分類の行政文書ファイル名を登録する際、実際に対象文書が存在するのかどうか、文書との突合を失念していた。そのため、平成23年度から平成27年度までは、実際には該当する文書が存在しないにもかかわらず、当該小分類の名称の行政文書ファイルが残ることとなった。

ウ 平成28年度は、本件対象文書を作成したため、「航空英語能力証

明の特例（平成28年度）」に分類した。

エ したがって、本件請求文書のうち請求文書1ないし請求文書5に該当する文書は存在せず、請求文書6に該当する本件対象文書のみを保有していることから、本件対象文書を本件開示請求の対象として特定したものである。

オ 本件審査請求を受け、念のため処分庁に指示して、担当部署の執務室や書庫、倉庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明は、これを覆す事情も認められず、首肯せざるを得ない。

よって、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル管理簿（新管理簿）のうち、以下の分類に該当する行政文書

大分類：運航安全

中分類：航空英語証明

小分類：

請求文書 1：航空英語能力証明の特例（平成 23 年度）

請求文書 2：航空英語能力証明の特例（平成 24 年度）

請求文書 3：航空英語能力証明の特例（平成 25 年度）

請求文書 4：航空英語能力証明の特例（平成 26 年度）

請求文書 5：航空英語能力証明の特例（平成 27 年度）

請求文書 6：航空英語能力証明の特例（平成 28 年度）

2 本件対象文書

カナダ航空英語能力証明（レベル 6）について（依頼）